

病第2号議案

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提 案 理 由

病院事業管理者の名称に関する規定を廃止するため、横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市病院事業の設置等に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）

（組織）

第3条 （第1項省略）

---

2 病院事業管理者の名称は、病院経営局長とする。